

鳥取県公安委員会告示第五十号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月二十八日から施行する。

三十二	鳥取市吉方三〇八番地地先交差点 (十字路)	定周期式（一段式）
三十二	鳥取市吉方温泉三丁目一〇一番先 交差点(十字路)	定周期式（一段式）
五十六	鳥取市吉方一四番先(单路)	押ボタン式
五十六	鳥取市吉方一四番先(单路)	押ボタン式
五十七	鳥取市吉方温泉三丁目一五一番先 (单路)	押ボタン式
五十八	米子市久米町一五〇番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)
五十九	米子市吉岡三六八番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)
六十	鳥取市東町二丁目二三番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)

を、に、を、に改める。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤 往 辰 藏

第一条第九号中「別表第一の二の3」を「別表第一の二の4」に改める。
別表第一中「大型自動車(大型乗用自動車を除く。)」を「大型自動車(大型乗用自動車を除く。)」及び大型特殊自動車に、「大型自動車」を「大型自動車及び大型特殊自動車」に改める。

別表第一の一中4から6までを次のように改める。

- 4 市道火災復興一、二番先
及二、三番先
川一本橋線
間
弥生町一、二番先
から吉方町一丁目
五八八番先までの
間
九二〇
七時から
一九時まで
- 5 市道火災復興
興三八号線
元町二二一番先か
ら片原二丁目二〇
一番先までの間
四五〇
"
- 6 市道火災復興
興四一号線
西町五丁目一六〇
番先から片原五丁
目一七二番先まで
の間
四五〇
"
- 別表第一の一の8を次のように改める。
- 8 市道火災復興
興一号线
西町五丁目三〇一
番先から相生町三
丁目一〇三番先ま
での間
六四〇
"
- 別表第一の二中16を17とし、2から15までを1ずつ繰り下げ、1を次の
ように改める。
- 1 県道米子石
見新見線
奥谷六三一番先か
ら石井一三三番一
二先までの間
五〇〇
大型自動車
(大型乗用
自動車を除
く)及び
大型特殊自
動車で
七時から一
時まで及
び一四時か
ら一七時ま

2 市道光西寺 博労町一丁目四六番先から同町三丁目一番一三先までの間

別表第一の三の4中「旧県道木地山倉吉線」を「市道住吉五号線」に改める。

別表第二の一を次のように改める。

一 鳥取市

路線名 区 間 延長 (メートル) 禁止の方向 対象 時間

1 県道西町 栄町六五九番先から同町七の四番先までの間 一五〇 瓦町ロータリ方向から鳥取駅方向 車両(軽車両)を除く 五時から二時

2 市道火災 永楽温泉町三〇六番先から弥生町二八の間の間 二五〇 鳥取駅構内川方向 自動車(軽自動車)及び二輪車(以下「二輪」という。)

3 市道火災 吉方温泉一丁目六〇番先から永楽温泉一丁目四番先までの間 二五〇 袋川方向から内方方向 車両(軽車両)及び二輪車(以下「二輪」という。)

4 市道火災 末広温泉町七五一番先から永楽温泉町二番四先までの間 一四〇 末広通り方から鳥取駅構内方向 車両(軽車両)を除く 七時から二時

5 市道火災 瓦町四六五番先から末広温泉一丁目三番先までの間 五〇〇 瓦町ロータリ方向から山白川方向 車両(軽車両)及び二輪車(以下「二輪」という。)

6 市道火災 末広温泉町三〇番先から瓦町四七三番先までの間 五〇〇 山白川方向から智頭街方向 車両(軽車両)を除く 終日

7 市道火災 元町二一四番先から二丁目三〇番先までの間 四九〇 若桜街道方から鹿野街方向 車両(軽車両)を除く 終日

8 市道火災 川端二丁目一〇番先から川端一番先までの間 二五〇 智頭街方向から若桜街方向 車両(軽車両)を除く 終日

9 川端四丁目一〇番先から川端三丁目一〇番先までの間 二三〇 鹿野街方向から智頭街方向 車両(軽車両)及び二輪車(以下「二輪」という。)

10 市道火災 新町二〇一番先から元魚町三丁目一〇番先までの間 四九〇 若桜街道方から街道方向 車両(軽車両)を除く 終日

11 市道火災 本町二丁目一〇番先から智頭街方向から光明寺方向 車両(軽車両)及び二輪車(以下「二輪」という。)

12 市道火災 桶屋五八番先から職人町三番先までの間 二三〇 慶安寺街方向から若桜街方向 車両(軽車両)を除く 終日

別表第二の二の中6を9とし、5を8とし、4を次のように改める。

4 車尾一、二五
八番一先交差
点 旧日野橋方向から新日野橋
方向への右折

5 熊党三四〇番
一先交差点 旧日野橋方向から新日野橋
方向への左折

別表第五の一の68を次のように改める。

68 吉方町一丁目二〇一番先 一 修立小学校前

別表第五の一中74から80までを次のように改める。

74 吉方温泉一丁目一三一番先 一 日進小学校前

75 " 三丁目一〇一番先十字路口 四 大山証券前

76 " " 一五一番先 一 吉方警察官派出所前

77 " " 二一〇番先 一 藤田屋商店前

78 " 四丁目四五三番先 一 吉方橋南詰

79 " " 七六七番先 一 旧道分岐点

80 末広温泉町四六二番七先 一 末広映劇前

別表第五の一中97から103までを次のように改める。

97 田島四七一番先 一 荒尾商店前

98 " 五四二番一先 一 小田方前

99 " 七九四番一先 一 牧村倉庫横

100 松並町一丁目一〇五番先 一 城北小学校入口

101 " 二〇一番先 一 元松並町住宅入口

102 " 二三二番二先 一 厚生寮跡前

103 " 二八七番先 一 三菱石油横

別表第五の一中141を146とし、137から140までを5ずつ繰り下げ、136を次のように改める。

140 " 二、二五八番先 一 末恒小学校入口

141 白兔六八八番三先 一 白兔ヘルスランド前

別表第五の一中135を139とし、134を次のように改める。

137 伏野一、〇九四番先 一 伏野バス停留所前

138 " 一、七三九番二先 一 中ノ茶屋

別表第五の一中133を136し、114から132までを3ずつ繰り下げ、113を次のように改める。

114 富安九七番二先 一 "

115 " 一〇七番五先 一 南中学校入口

116 " 二七七番二先 一 中山土建前

別表第五の一中112を113とし、108から111までを1ずつ繰り下げ、107の次に108として次のように加える。

108	〃	四六四番先	一	岩倉郵便局前
		別表第五の二中125を131とし、124を130とし、123を次のように改める。		
128	〃	福万四〇三番先	一	一 県小学校前
129	〃	尾高一、六七八番一先	一	一 吉木商店横
		別表第五の二中122を127とし、120及び121を5ずつ繰り下げ、119を次のように改める。		
124	〃	三六八番先十字路	四	四 新日野橋東詰
		別表第五の二中118を123とし、115から117までを5ずつ繰り下げ、114を次のように改める。		
117	〃	一六八番一先	一	一 巖小学校前
118	〃	二〇〇番先	一	一 米子商業高等学校前
119	〃	二八四番五先十字路	二	二 伯耆大山駅前
		別表第五の二中113を116とし、55から112までを3ずつ繰り下げ、54を次のように改める。		
57	〃	久米町一五〇番先十字路	四	四 日ノ丸バス前
		別表第五の二中53を56とし、47から52までを3ずつ繰り下げ、45及び46を次のように改める。		
46	〃	一六九番先	一	一 元後藤警察官派出所前
47	〃			一 信号機設置
48	〃	灘町一丁目一〇二番先	一	一 東邦堂薬局前
49	〃	三丁目四六番先	一	一 古沢理髪店前
		別表第五の二中44を45とし、26から43までを1ずつ繰り下げ、25を次のように改める。		
25	〃	二丁目一一番先	一	一 友沢商店前
26	〃	一八番先丁字路	二	二 朝日町出口
		別表第五の三の36を次のように改める。		
39	〃	尾原三六二番二先	一	一 灘手小学校前
40	〃	穴沢一八三番九先	一	一 〃 入口
		別表第五の三中35を38とし、24から34までを3ずつ繰り下げ、23を次のように改める。		
25	〃	二七九番先	一	一 中部総合庁舎入口
26	〃	昭和町四七五番先	一	一 倉吉郵便局前
		別表第五の三中22を24とし、6から21までを2ずつ繰り下げ、5を次のように改める。		
5	〃	一七八番先	一	一 吉水方前
6	〃	二丁目八一番先	一	一 東中学校東側入口
7	〃		一	一 〃 西側入口
		別表第五の四中32を38とし、26から31までを6ずつ繰り下げ、25を次のように改める。		
29	〃	九一二番先	一	一 境港工業高等学校前
30	〃	二、〇六四番先	一	一 境港第二中学校東入口

31 " " 一 西入口
別表第五の四中24を28とし、19から23までを4ずつ繰り下げ、18を次のように改める。

21 " " 二、〇二七番先 一 境港第一中学校入口

22 " " 二、〇六四番先 一 境水産高等学校前

別表第五の四中17を20とし、16を19とし、15を次のように改める。

17 " " 九四四番先 一 山陰石油前

18 " " 一、七〇〇番先十字路 二 真光寺前

別表第五の四中14を16とし、13を15とし、12を次のように改める。

13 渡町一、三六〇番先 一 渡公民館前

14 " " 一、七三〇番先 一 渡小学校入口

別表第五の四中11を12とし、7から10までを1ずつ繰り下げ、6の次に7として次のように加える。

7 " " 三七番先十字路 三 宮脇商店前

別表第五の五の18を次のように改める。

18 福部村大字湯山二、〇八三番先交差点 三 砂丘センター入口

別表第五の六中51を59とし、50を58とし、49を次のように改める。

54 " " 二四三番一先 一 " 北側交差点

55 " " 大字早瀬一七一番三先 一 新旧国道交差点

56 " " 三七一番先 一 大屋入口

57 " " 大字奥本一一番先 一 那岐小学校前

別表第五の六中48を53とし、47を52とし、46を次のように改める。

51 " " 大字郷原一三九番四先交差点 二 木村方前

別表第五の六中45を50とし、37から44までを5ずつ繰り下げ、36を次のように改める。

38 " " 一、〇四三番先 一 社小学校前

39 佐治村大字古市一六五番一先 一 佐治第一小学校前

40 " " 大字加瀬木一、二九〇番二先 一 高山入口

41 " " 大字加茂一、五四五番一先 一 佐治第三小学校前

別表第五の六中35を37とし、17から34までを2ずつ繰り下げ、16を次のように改める。

16 " " 大字釜口一、四一七番二先 一 太田医院前バス停留所前

17 " " 大字曳田一八番三先 一 河原中学校入口

18 " " 一八六番先 一 八上保育所入口

別表第五の七中21を22とし、15から20までを1ずつ繰り下げ、14の次に15として次のように加える。

15 鹿野町大字宮方一四九番一先 一 勝谷小学校前

別表第五の七の22の次に23及び24として次のように加える。

23 " " 大字山根二一八番先 一 日置小学校前

24 " " 大字紙屋一八五番一先 一 勝部小学校前

別表第五の八中46を49とし、21から45までを3ずつ繰り下げ、20の次に21、22及び23として次のように加える。

21 関金町大字関金宿一九六番一先 一 関金町農協矢送支所前

22 " " 大字大鳥居六一五番先 一 青木方前

23 " " 大字松河原七一八番一先 一 松河原十字路

別表第五の九中37を38とし、26から36までを1ずつ繰り下げ、25の次に

26として次のように加える。

26 " 吉定四五〇番先 一 八郷入口

別表第五の十中22を25とし、9から21までをろずつ繰り下げ、8を次のように改める。

9 " 二二一番三先 一 鳥銀根兩支店前

10 " 三二三番先 一 津地橋南詰

11 " 五五八番一先 一 安原橋南詰

別表第五の十中7を8とし、6の次に7として次のように加える。

7 " 止石見九三三番先 一 児童館入口

別表第七の二の(一)の3を次のように改める。

3 " 伏野官有無番先から
同地内一、一一七番
先までの間 五〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(一)の7を次のように改める。

7 県道鳥取鹿 古海八二〇番先から
野倉吉線の間 徳尾三三九番先まで 一、一八〇 " "

別表第七の二の(一)中8を削り、9から13までを1ずつ繰り上げる。

別表第七の二の(二)の6を次のように改める。

6 " 奥谷六三一番先から
石井一三三番一二先
までの間 五〇〇 " "

別表第七の二の(三)中7を8とし、3から6までを1ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

2 " 八屋地内竹田橋東詰
から上井町二丁目一
番二先までの間 一、五四八 高速車 五〇

3 " 上井町二丁目三番二
先から福庭四一五番
三先までの間 一、四五〇 " "

別表第七の二の(四)の2の次に3として次のように加える。

3 県道余子停 竹内町二九一番先か
車場線及び ら同町二、六〇六番
県道渡余子 先までの間 一、一〇〇 高速車及び
停車場線 中速車 四〇

別表第七の二の(四)中2を削り、3を次のように改める。

2 " 岩美町大字岩井二八
五番先から同大字三
四八番先までの間 六五〇 高速車及び
中速車 四〇

別表第七の二の(四)中4を削り、5から7までを2ずつ繰り上げる。

別表第七の二の(四)中3を削り、1及び2を次のように改める。

1 一般国道二 若桜町大字小船七八
九号 二番四先から同町大
字大野六〇番一先ま
での間 九五〇 高速車 五〇

2 " 若桜町大字大野二四
〇番一先から同町大
字中原三一〇番先ま
での間 一、〇〇〇 " "

3 " 若桜町大字浅井二五
二番一併合先から同
町大字若桜九六二番
先までの間 七五五 高速車及び
中速車 四〇

別表第七の二の(六)の15を次のように改める。

17 県道若桜停車場及び温泉
若桜町大字若桜一、二九一先から同大字九二〇番五先までの間
一、六〇〇 自動車 三〇

18 県道谷郡家線
郡家町大字宮谷二六九番先から同町大字四七六番先までの間
六三〇 " "

別表第七の二の(六)中14を16とし、12及び13を2ずつ繰り下げ、11を次のように改める。

12 県道郡家河原線
郡家町大字久能寺六九一内四先から同大字地内船久橋北詰までの間
九〇〇 " "

13 " 郡家町大字米岡五一二番一先から同大字五九六番先までの間
四五〇 " "

別表第七の二の(六)中10を11とし、9を10とし、7及び8を次のように改める。

8 " 河原町大字渡一本二六五番三先から同町大字河原七八番二先までの間
一、一〇〇 " "

9 県道智頭停車場及び道智頭線
智頭町大字智頭一、〇五六番三先から同大字六四〇番一先までの間
八三〇 高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(六)中6を7とし、5を次のように改める。

5 " 郡家町大字郡家四五二番次六先から同町大字奥谷一九八番一先までの間
一、七〇〇 高速車 五〇

6 一般国道五三号
用瀬町大字安蔵一、〇一八番一先から同町大字樟原三一〇番先までの間
四〇〇 " "

別表第七の二の(七)の6を次のように改める。

6 " 青谷町大字青谷五、二八五番四一先から同町大字四、五〇八番一二先までの間
一、八〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(八)の5を次のように改める。

5 " 北条町大字弓原三三〇番先から同町大字下神一五六番二先までの間
三八〇 " "

別表第七の二の(八)中25を26とし、20から24までを1ずつ繰り下げ、19を次のように改める。

19 " 東伯町大字浦安二六九番二先から同町大字徳万六二二番一先までの間
一、二〇〇 高速車 五〇

20 県道三朝温泉山線
三朝町大字三朝一、〇一七番一先から同町大字七七四番一先までの間(ただし、三朝カントリークラブ方向に向かう場合を除く。)
一、七〇〇 " "

別表第七の二の(九)の5を次のように改める。

5 一般国道一八三号
日南町多里六三八番一先から同町萩原一、一五五番一先までの間
七五〇 " "

別表第八の五の2の次に3及び4として次のように加える。

31	九二三番先	勢登方前
30	八二五番先	浅井薬局前
29	寿町七一一番先	石本方前
28	新品治町一三番先	玉川方前
27	瓦町一〇一番先	富士火災海上鳥取支部前
26	までを次のように改める。	
別表第十の	一中62を63とし、43から61までを1ずつ繰り下げ、26から42	
3	淀江町大字今津二六四番一先から同町大字西原一、一三五番六先までの間	一、四〇〇
4	北条町大字弓原三三〇番先から同町大字下神一五六番二先までの間	三八〇
別表第八の	八の4を次のように改める。	
2	青谷町大字青谷五、二八五番四一先から同大字四、五〇八番一二先までの間	一、八〇〇
別表第八の	七の2を次のように改める。	
3	河原町大字渡一木二六五番三先から同町大字河原七八番二先までの間	一、一〇〇
別表第八の	六の2の次に3として次のように加える。	
4	福部村大字海士五〇一番一先から同大字五三番一先までの間	一、〇五〇
3	一般国道五三号	一、一〇〇
別表第八の	六の2の次に3として次のように加える。	
3	福部村大字細川一八〇番一併合先から同大字三六三番五先までの間	六〇〇

77	一、九二四番先	岩井方前
76	り下げ、72を次のように改める。	
88	河岡六〇九番先	松江商店前
87	五〇二番先	赤井手出口
86	一〇三番三先	精山方前
85	下新印一〇三番一先	松田方前
84	ように改める。	
別表第十の	二中87を96とし、80から87までを9ずつ繰り下げ、79を次のように改める。	
16	三六二番先	福原方前
43	永楽温泉町六二〇番先	小銭屋旅館前
別表第十の	一中25を26とし、16から24までを1ずつ繰り下げ、15の次に16として次のように加える。	
42	二二二番先	上田方前
41	一七九番先	森田屋京染店前
40	弥生町一三一番二先	綾医院前
39	四丁目四四四番先	佐野方横
38	八五一番先	永楽ホテル前
37	三丁目四一六番先	中山方前
36	吉方温泉一丁目六〇一番先	植木自転車店横
35	五五七番先	福本方前
34	二丁目四五一番先	水野商事前
33	五八八番先	塩元売捌所横
32	吉方町一丁目二〇一番先	修立小学校横

78 " 二、九三一 番四先

鉄工団地出口

79 蚊屋二八四番五先

伯耆大山駅出口

80 " 二八六番二先

高橋方前

別表第十の二中71を76とし、23から70までを5ずつ繰り下げ、21及び22を削り、20を27とし、13から19までを7ずつ繰り下げ、12を次のように改める。

15 富士見町一丁目一番先

古谷たばこ店前

16 角盤町一丁目一番先

みほ飲食店前

17 " " 一四三番先

黒田方前

18 " " 一四六番先

柴田方前

19 " " 二丁目一八番先

朝日町通り出口

別表第十の二中11を14とし、9及び10を3ずつ繰り下げ、8を次のように改める。

10 " " 三丁目三〇番地先

岡本方横

11 " " 一一一番先

北陽平版社前

別表第十の二中7を9とし、5及び6を2ずつ繰り下げ、4を次のように改める。

5 " " 二丁目一四番先

糍町丁字路

6 " " 三一 番先

別表第十の二中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 " " 九一番先

名島方前

別表第十の三中15を16とし、11から14までを1ずつ繰り下げ、10の次に11として次のように加える。

11 駄経寺町八八番九先

明治鉄工出口

別表第十の四中17を18とし、11から16までを1ずつ繰り下げ、10の次に11として次のように加える。

11 " " 官有無番先

下の川橋南詰西側

別表第十の五中7を8とし、6を7とし、5を次のように改める。

5 " " 大字新井二四八番九先

新井橋西詰北側

6 " " 二五四番二先

南側

別表第十の五の8の次に9として次のように加える。

9 " " 大字細川一八番二先

砂丘観光道路出口

別表第十の六中27を28とし、8から26までを1ずつ繰り下げ、7の次に8として次のように加える。

8 河原町大字渡一木二六〇番四先

河原橋西詰南側

別表第十の八中49を56とし、9から48までを7ずつ繰り下げ、8を次のように改める。

11 " " 大字下神一九三番一先

南側

12 " " 大字北尾九四番四先

山田石油店前十字路南側

13 " " 九四番六先

北側

14 " " 大字江北五番先

天神橋西詰南側

15 " " 官有無番先

北側

別表第十の八中7を10とし、6の次に7、8及び9として次のように加える。

7 関金町大字関金宿一、一六三番先

田村方前

8 " " 一、一六五番先

本田方横

9 " " 大字安歩三九三番七先

引田方前

別表第十の十中11を14とし、5から10までをろろずつ繰り下げ、4を次のように改める。

4 日野町根雨八番二先 国鉄根雨保線支区横

5 " 六三五番先 トミヤ薬局前

6 " 七〇二番先 野田橋東詰東側

7 " 黒坂一、五二六番先 稲田方横

別表第十一の一の3及び4を次のように改める。

3 " 伏野官有無番先から白兔地内白兔隧道東口までの間 二、一一〇〇 七時から二時まで

4 一般国道二九号 桂木三〇二番先から杉崎五一九番先までの間 一、一〇〇〇 終日

別表第十一の一の7を次のように改める。

7 " 栄町五〇三番先から西町一丁目一〇〇番先までの間 一、一〇〇〇 車両(軽)を除く 七時から九時まで

別表第十一の一の10を次のように改める。

10 県道鳥取国府線 末広温泉町一六〇番先から岩倉四四二番先までの間 二、九〇〇 車両(二輪及び軽)を除く 七時から九時まで

別表第十一の一の34を37とし、31から33までをろろずつ繰り下げ、30を次のように改める。

31 市道上町立川線及び市道徳寺線 立川町二丁目一〇六番先から吉方町一丁目二〇一番先までの間 五二〇〇 " "

32 市道棒鼻線 今町二丁目二九二番先から同地内二二番先までの間 一八〇 車両 "

33 市道東品治八号線 今町二丁目一五一番先 六〇〇 " "

別表第十一の一の29を30とし、26から28までをろろずつ繰り下げ、25を次のように改める。

25 市道火災復興及び市道立川一本橋線 吉方温泉一丁目一三四番先から吉方町一丁目五八八番先までの間 六六〇 " "

26 市道火災復興八一号線 南町五〇八番先から行徳は二二二番先までの間 五〇〇 " 七時から九時まで

別表第十一の一の24を削り、22及び23を次のように改める。

23 市道火災復興一六号線 永楽温泉町一〇六番先から同町三〇六番先までの間 二三〇 " 七時から九時まで

24 市道火災復興二八号線 吉方温泉三丁目一六二番先から同地内四六一番先までの間のうち西側の間 一〇〇〇 " 終日

別表第十一の一の21を22とし、20を次のように改める。

20 市道火災復興一七号線 永楽温泉町一五二番先から同町一五九番先までの間 九〇〇 " 終日

21 市道火災復興及び市道立川線 吉方温泉一丁目三〇二番先から吉方町一丁目一八番先までの間 五五〇〇 " "

別表第十一の二の三を次のように改める。

3 一般国道一
八〇号
長砂町四七九番先
から桃町二丁目一
五五番先までの間
一、一五〇
"

40 市道茶町祇
園町線
茶町一二番先から
祇園町二丁目一三
番先までの間
一、〇〇〇
車両(二
輪及び軽
車両を除く)
"

別表第十一の二の二の37を次のように改める。

37 市道禾広通
り線
末広町無番先から
塩町二九番先まで
の間
三二〇
"

別表第十一の二中33を36とし、29から32までをろろずつ繰り下げ、26、27
及び28を次のように改める。

27 市道米子福
米線
角盤町二丁目六六
番先から同地内一
二〇番先までの間
のうち北側
一一〇
車両
"

28 市道角盤中
央線
角盤町二丁目六一
番先から同町四丁
目三八番先までの
間
六四〇
車両(二
輪及び軽
車両を除く)
終日

29 市道勝田道
笑町線
勝田町二九一
番先から道笑町三
一三番先までの間
八〇〇
"

30 市道灘二
立三通り線
及三立
町三・四
丁目
灘町一丁目二
五番先から立立
町四丁目二番
先までの間
六〇〇
七時から
九時ま
まで

31 市道電通裏
一号线
角盤町一丁目二六
番先から同地内五
五番先までの間
一〇〇
"

別表第十一の二中25を26とし、14から24までを1ずつ繰り下げ、13を次
のように改める。

13 市道西町通
り線
中町八七番先から
西町二九番先まで
の間
四〇〇
七時から
九時ま
まで

14 市道万能町
通り線
明治町一〇番先か
ら道笑町一丁目一
一〇番先までの間
の
うち旧警察署側
三〇〇
終日

別表第十一の三中11を12とし、9及び10を1ずつ繰り下げ、8を次のよ
うに改める。

8 市道明治町
仲之町線
新町一丁目二、四
五九番先から仲ノ
町八三〇番先まで
の間
一〇〇
車両(二
輪及び軽
車両を除く)
"

9 市道仲之町
大正町線
仲ノ町七六二番先
から新町三丁目二
三三七番先までの
間のうち西側
二〇〇
"

別表第十一の四中3を7とし、2を次のように改める。

2 県道米子境
線
上道町九四四番先
から同町一、七三
七番先までの間
二〇〇
車両(二
輪及び軽
車両を除く)
七時から
一時ま
まで

3 市道
上道町一、七三七
番先から同町一七
八一番先までの間
の
うち西側
二〇〇
"

4	3	2	3	2	6	5	4
"	"	"	一 般 国 道 五 三 号	"	"	県道境港線	県道米子境渡米子線
同大字官有無番先までの間	青谷町大字青谷五、二八五番四、五〇〇から同大字四、五〇〇の間	気高町大字浜村七八三番八四三番七六五先までの間	智頭町大字智頭一、五三九番先から同大字地内錦橋東詰南側までの間	郡家町大字郡家四、五二番次六先から同町大字奥谷一、九八番一先までの間	相生町一六番先から上道町一、九一九番一先までの間	上道町一、九一九番先から朝日町九番一先までの間	上道町二、一七一番先から明治町五番先までの間
五二六	一、八〇〇	四〇〇	五五〇	一、七〇〇	四五〇	六五〇	一、八五〇
"	"	"	"	車両(二輪及び軽車両を除く。)	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"

別表第十一の六中5を6とし、3及び4を1ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

別表第十一の七の2を次のように改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

5	4	3	6	4	5
県道赤碓大山線	県道米子石見新見線	東伯町大字徳万五、四番三先から同町大字丸尾二、七番一先までの間	北条町大字弓原三〇番先から同町大字下神一、五、六番二先までの間	北条町大字弓原三〇番先から同町大字下神一、五、六番二先までの間	気高町大字勝見六、八、一、四番先から同町大字浜村七八三番四一四先までの間
大山線大山町国信五、四、三番五先から同町末長二、九〇番先までの間	大山町大山四〇番九先から同地内四三番先までの間	西伯町大字法勝寺二、四、四番一先から同町大字落合三、五三番三先までの間	東伯町大字徳万五、四番三先から同町大字丸尾二、七番一先までの間	北条町大字弓原三〇番先から同町大字下神一、五、六番二先までの間	気高町大字勝見六、八、一、四番先から同町大字浜村七八三番四一四先までの間
四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	六五〇	三八〇	二五〇
車両(二輪及び軽車両を除く。)	車両	車両(二輪及び軽車両を除く。)	"	"	"
七時から一九時まで	七時から一九時まで	七時から一九時まで	"	"	"

別表第十二の一の(六)の17中「県道三朝高原線」を「県道三朝温泉木地山線」に改める。